

令和3年調布市教育委員会第1回定例会会議録

1. 日 時 令和3年1月22日午前10時00分～午前11時04分（1時間4分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 柏 原 公 毅

教育部副参事兼指導室長 執 行 純 子

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 長 補 佐 宮 地 朋 子

学 務 課 長 廣 瀬 郷

学務課主幹兼課長補佐 金 子 勝 巳

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 早 野 賢 二

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 長 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長 高 野 千 尋

郷 土 博 物 館 長 福 澤 明

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 千 田 文 子

〈会議に付した事件〉

議案第1号 調布市教育委員会表彰について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場をさせていただきます。

○大和田教育長 本日は、福島図書館副主幹は都合により欠席しておりますので、御了承を願います。

日程第1 令和3年調布市教育委員会第1回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第1回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、千田委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、鈴木教育総務課長から、令和2年第4回調布市議会定例会について報告を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 それでは、資料1を御覧ください。

令和2年第4回調布市議会定例会は、1に記載のとおり、会期を11月30日から12月17日までの18日間で開催されました。

2に記載の市長提出議案、市長報告は計26件、そのうち教育部関連の議案は、資料の表に記載のとおり2件でございます。

議案第104号に記載の教育委員の任命については、12月22日付けで市長から教育委員として任命されました千田委員について、任命の前段として議会の御同意をいただいたものであります。

続きまして、3、陳情については、教育部関連はありませんでした。

4の一般質問については、20人の議員から質問が出され、そのうち教育部関連としては、4人の議員から質問を受けております。質問の要旨、答弁概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和2年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告をお願いします。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、1月8日現在の進捗状況の報告です。1ページから2ページが工事の一覧となっております。

本日の定例会までに10件の工事が完了しました。前回の定例会以降、新たに契約した工事についてですが、2ページをお願いいたします。No.10からNo.14の5件の工事となります。

契約しました工事の概要ですが、上段、No.10の行を御覧いただきまして、事業名が調布市立上ノ原小学校ほか1校空調機更新工事で、上ノ原小学校のほか柏野小学校で工事を実施します。このため、事業名の右側の事業概要の欄に括弧書きで柏野小と記載していません。

番号が飛びますが、No.12、No.14が当該工事と同様の工事を実施するもので、経年劣化により老朽化した空調機の更新を行う工事で、合計6校で工事を実施するものです。

No.11とNo.13は、若葉小学校で工事を実施するもので、No.11は、校舎の一部窓ガラスを網入りガラスに改修する工事です。

No.13は、プールの循環浄化装置を更新する工事となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

No.1は、北ノ台小学校体育館改修工事の施工完了の状況で、体育館の内部を撮影しました。当該工事では、体育館の屋根や外壁の改修のほか、内部では、床面を除いた内装改修を行う全面的なリニューアル工事を実施しました。

No.2、No.3は、布田小学校体育館内部改修工事の状況で、こちらも体育館の改修工事となりますが、体育館内部の改修工事が完了した状況です。アリーナ内の内装改修のほか、トイレや更衣室等の附属の部屋の改修も実施し、No.2は女子トイレ、No.3がだれでもトイレの施工完了の状況となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

No. 4は、調和小学校給食用給湯設備改修工事の施工状況で、現在、給食室の給湯設備として温水ボイラーを設置していましたが、温水ボイラーを給湯器へ改修する工事となりまして、給湯器を設置している施工状況となります。この後、配管等の接続が完了した後に、給食室内の既存の給湯配管への切り替え作業を行います。

No. 5は、武者小路実篤記念館エレベーター改修工事の施工状況で、これまで工場にて製作を進めていたエレベーター本体や附属機器類が現場に搬入され、組み上げる作業が始まった状況です。

No. 6は、図書館宮の下分館集会室外壁改修工事の状況で、写真の中央に写っている箇所が集会室に当たりまして、宮の下分館の新築後に、この部分に集会室として増築したもので、今回、この集会室の箇所の外壁のみ改修を実施しました。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、令和2年12月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和2年度コロナ禍における児童・生徒の学習状況を把握するための調査結果の報告について、令和元年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について、以上3件の報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 初めに、資料3、令和2年12月における市内小・中学校の事故等の報告をいたします。

12月の事故は、小学校6件、中学校2件、計8件となります。

小学校6件の詳細について報告いたします。

1件目、12月3日、校庭、管理内、第1学年女子児童です。下校中、当該児童は学校から出ようとしたところ、排水溝につまづいて転び、額、両ひじ、両ひざを打ち付けて出血をしました。担任は保護者に連絡し、当該児童は保護者同行の下、脳外科でCT検査を受けました。医者からは、CTには異常はなかったが、額の裂傷については縫合が必要であるとの診断を受け、当該児童は他病院で縫合の処置を受けました。

2件目、12月7日、教室、管理内、第4学年男子児童です。当該児童は登校して教室に入ろうとした際、扉に右足をぶつけました。当該児童は痛みはあったが大丈夫だろうと判断し、そのまま授業を受けていましたが、昼休み遊んでいる途中で痛みが出たので、担任に報告し、養護教諭から応急処置を受けました。養護教諭は保護者に連絡し、保護者同行

の下、整形外科で受診し、右足中指の骨折と診断を受けました。

3件目、12月8日、教室、管理内、第4学年男子児童。3時間目後の休み時間、当該児童は廊下から他クラスの児童と話をし、教室に戻ろうとしていました。加害となる児童は自席から鉛筆を持って、教室後方にある鉛筆削りの場所に向かって歩いていました。鉛筆の持ち方は、胸の高さの位置で、鉛筆のしんが上になるように握っておりました。当該児童は前かがみの姿勢で教室に入ったところ、加害児童と接触し、加害児童の持っていた鉛筆の先が当該児童の目に入りました。養護教諭は保護者に連絡するとともに、当該児童をタクシーで眼科に搬送しました。眼科では、右目眼球裂傷と診断されましたが、医師から大きな病院で検査を受けたほうがよいと判断され、養護教諭と当該児童保護者は当該児童をタクシーで大学病院に搬送しました。大学病院に搬送された後、検査後、角膜穿孔、角膜に穴が開いたと診断され、手術を受けております。当該児童は、年内は登校せず、通院加療し、3学期から登校を再開する予定となっております。

4件目、12月8日、校外、管理外、第3学年男子児童。下校後、当該児童は横断歩道で信号が青から赤へ切り替わったタイミングで渡ろうとした際、青に変わって動き出した軽自動車と接触し、腰を打ちました。通行人が119番及び学校に連絡し、学校から当該児童保護者に連絡、現場に到着した当該児童保護者同行の下、救急車で病院に搬送され、右後頭部、臀部の打撲と診断されました。

5件目、12月25日、校庭、管理内、第6学年男子児童。当該児童は登校後、校庭で他児童と走って競争していた際、他児童と接触して転倒しました。転倒した際、当該児童は左肩を地面に打ち付け、一緒にいた児童と保健室に向かいました。養護教諭はけがの状況を確認するとともに、当該児童保護者に連絡し、状況を説明しました。当該児童は当該児童保護者同行の下、整形外科で受診し、左肩鎖骨骨折と診断されました。

6件目、12月25日、教室、管理内、第3学年男子児童。当該児童の左隣の席の児童と右前の席の児童がおしゃべりをしていました。右前の児童が折りづるを左隣の児童に投げたところ、左隣の児童は床に鉛筆が落ちていたことから、鉛筆を投げられたと思い、落ちていた鉛筆を右前の児童に向かって投げました。その際、当該児童の右目をかすりしました。養護教諭は保健室でけがの状況を確認し、当該児童保護者に連絡、状況を説明しました。当該児童は当該児童保護者と養護教諭同行の下、眼科で受診し、白目と黒目にかすり傷が確認されました。当該児童の視力の低下は見られず、12月28日月曜日に再受診し、経過良好、心配なしと診断を受けております。

続いて、中学校2件の詳細について報告いたします。

1件目、12月1日、校庭、管理内、第1学年男子生徒。保健体育、タッチラグビーの片付けの際、他生徒がかごに向かって投げたボールがかごの端に当たって跳ね返り、当該生徒の左目に当たりました。当該生徒の眼球が赤くなっていたため、養護教諭は保護者に連絡するとともに、当該生徒は授業担当教員同行の下、眼科で受診し、左目眼球の打撲と診断されました。なお、眼球の奥が傷ついているため、医者から1週間は運動禁止の指導がありました。12月7日、再検査の結果、異常なしと診断を受けております。

2件目、12月8日、校庭、管理内、第3学年女子生徒。保健体育、ソフトボールの活動中、当該生徒はキャッチボールの際、ボールを取り損ない、ボールが鼻に当たりました。当該生徒から鼻血が出ていたため、授業担当教員は応急処置を行い、保健室で養護教諭に状況を説明しました。当該生徒は養護教諭同行の下、耳鼻科で受診しましたが、特に異常がなかったため、帰宅しております。12月9日、当該保護者から学校に電話があり、別の病院で受診したところ、鼻骨にひびが入っている疑いがあると診断を受け、医師から激しい運動は避けるようにと指導を受けております。

資料3の報告については以上です。

続いて、資料4、令和2年度コロナ禍における児童・生徒の学習状況を把握するための調査結果について報告いたします。

1、調査の概要について説明いたします。

調査の目的は、調布市立学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年3月から5月までの3箇月間を臨時休業としました。そして、6月からの学校再開後、学校は前年度の指導の積み残しや、新年度の教育課程の見直し、新たな年間指導計画に基づいた授業を実施し、現時点において当該学年の指導事項は習得させられる見通しが立ったところでした。

しかし、3箇月の臨時休業が児童・生徒の学力にどのように影響したのか、コロナ禍における児童・生徒の学習の定着状況を把握する必要があることから、参考値としてではありませんが、今年度実施しませんでした東京都の学力調査問題を活用し、昨年度のデータと比較することとしました。

(2)調査日は、令和2年10月から11月までの間。各校が実施できる日に実施しております。対象児童・生徒は、小学校第5学年及び中学校第2学年の全児童・生徒です。

(3)調査内容は、中止となった東京都の学力向上を図るための調査問題から、国語と算

数・数学の2教科を活用するとともに、児童・生徒の学習や、生活に関する意識、生活状況などを把握するために、国や都の質問紙調査を参考にして、指導室が作成し、質問紙調査を実施しました。

次に、2、調布市教育プランとの関連についてです。

(2)の成果指標は、令和2年度は、小学校が82.9%、中学校が78.8%となっており、昨年度よりも上昇しているとともに、令和4年度の目標値に小学校は達成、中学校についても目標値に近い結果となりました。コロナ禍でありながらも、感染症対策を講じて、課題設定や話し合い活動の充実が図られているといった結果となりました。

3、調査の結果については、(1)の各教科の平均正答率については、昨年度よりすべて上回る結果となりました。しかし、(2)の観点別に見ていくと、特に小学校の国語科、書くこと、算数・数学科の知識・理解に課題が見られました。

今後は、4、調査結果を踏まえた分析を踏まえ、課題のある観点について、指導の充実が図られるよう学校へ指導、助言をまいります。

最後に、5、考察及び今後の取組についてです。

本調査の目的であるコロナ禍における学習の定着状況については、本調査の結果からおおむね定着しているといえます。このことは、学校が年間指導計画の見直し及び新たな年間指導計画の実施が適正に行われ、児童・生徒一人一人を丁寧に把握し、指導した成果であると考えております。

また、学校再開後も継続して学校での学習と家庭学習との関連を持たせた学習や、単元等の指導時数を短縮した指導計画において、技能を習得させる学習の充実 effected 効果があったものと考えております。

引き続き、児童・生徒の個々の実態を丁寧に把握し、個に応じた指導の充実が図られるよう学校へ指導、助言をまいります。

資料4、報告は以上です。

最後に、資料5、令和元年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について報告いたします。

1、調査の概要についてです。

(1)調査の目的は、調布市立小・中学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の実態を把握し、それぞれの未然防止、早期発見、早期対応の充実を図ることにあります。

(2)概要は、本調査は令和2年度4月に実施し、教員が回答した結果となります。

(3)調査項目は、記載のとおりです。

次に、2、調布市教育プランとの関連についてです。

(2)成果指標は、小学校が平成30年度と同様の結果となっており、中学校は減少しております。また、令和4年度の目標値100%を目指しているところですが、十分な結果ではないことから、指導室訪問等で児童・生徒一人一人の考え方を把握し、そのように至っている背景まで理解するよう指導、助言を行っているところです。

3、いじめ・不登校等の実態についてです。

いじめの認知件数は、小学校が平成30年度から大きく増加し、中学校においては、約2倍の認知件数となりました。小学校の急増の背景には、学校の積極的認知のほか、たとえ軽微なものであっても、いじめと認知して組織的に対応するといった学校の取組の成果であると認識しております。

また、これらの認知件数のうち、法でいう重大事態に至った案件はありませんでした。

いじめの態様には、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」で小学校2件、中学校7件が見られることから、学校が家庭と連携を図り、SNS等におけるいじめ被害が起こらないよう指導、助言に努めてまいります。

次に、不登校の結果についてです。特に小学校の出現率が上昇しています。90日以上欠席している児童・生徒数は、小学校28人、中学校68人であり、長期間の欠席児童・生徒数は、平成30年度と比較して減少していました。また、平成30年度から継続している不登校の割合は、小学校41.4%、中学校65.2%となっており、特に中学校の継続率が増加しています。

暴力行為の発生件数については、平成30年度から減少した結果となりましたが、児童・生徒間暴力が増加した結果となりました。

4、調査結果を踏まえた今後の対応についてです。ここでは、昨年度の取組から新規に追加した対応について報告いたします。

いじめの対応では、年3回の校内研修を実施し、全教職員がいじめの定義を正しく理解し、定義に基づいた認知を確実に行うとともに、組織的な対応を行う。児童・生徒の多様性や、互いのよさを認め合う態度の育成に加え、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、いじめをなくすためにどうすればよいかについて自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組の推進を図る。「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の調査に対して、「思わない」と回答している児童・生徒を把握し、児童・生

徒の背景を正しく理解するとともに、必要な支援を行う。新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等の防止に向けて、都作成の資料を活用した指導の充実を図るです。

不登校の対応では、児童・生徒への年3回、自尊感情等の意識調査を実施し、調査結果を踏まえた各校における居場所づくり、きずなづくりの充実を図る。児童・生徒が魅力ある学校とは何かを考え、主体的に学校づくりに携わる学習の充実を図る。小・中連携の組織的取組を推進し、不登校の未然防止の取組の充実を図る。長期的な欠席児童・生徒への学習保障について、1人1台タブレット端末等を活用した学習支援など、オンラインによる学習の推進を図る。コロナ禍によるストレスや不安を抱えた児童・生徒に対して、児童・生徒の状況を的確に把握し、早期に個に応じた適切な支援を行うものです。

暴力行為の対応では、暴力行為の背景にある児童・生徒の抱える様々な課題、個人を取り巻く家庭、学校、社会環境などの要因を把握し、課題や困り感に応じた適切な対応を行う。すべての教職員で生活指導の目標や方針、指導基準の共通理解を図り、一貫性のある対応ができる校内指導体制を構築する。いざというときに行動連携ができるよう、関係機関と日ごろから情報連携の充実を図る。生活指導主任会において、適切な指導や関係機関等との連携について情報の共有化を図るとともに、スクールカウンセラー等、心理士を講師とした研修会を実施する。暴力行為を行った児童・生徒本人の成長と他の児童・生徒の安全・安心の確保や心のケアに向けた対応を行うとともに、学校の対応について保護者と共通理解を図るものです。

指導室では、これらの取組を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止に努めるとともに、早期発見、組織的な早期対応を行うよう、引き続き学校へ指導、助言してまいります。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事、廣瀬学務課長、源後社会教育課長及び鈴木教育総務課長から、緊急事態宣言期間中における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 資料6、緊急事態宣言期間中における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について報告いたします。

資料6の内容については、国や東京都の対応を踏まえ、1月6日に臨時に開催した校長会で市立学校全校に周知徹底した内容となります。

1、学校運営の基本方針。感染対策を徹底しながら学校運営を継続することです。こちらは、国及び東京都の方針を踏まえた方針としております。

2, 児童・生徒に対する指導についてです。

次のページをお願いします。(1)基本的な感染症予防策の徹底は、これまでの対策に併せて、30分に1回以上の換気をする事、また、換気時の防寒具の着用を認めることを規定しています。

(2)の学習活動は、感染症対策を講じて飛沫感染の可能性の高い学習活動について留意点を示しました。

次に、(3)の部活動については、感染症対策を十分に講じて実施してもよいが、活動の時間は短縮できるよう努めることとしています。国は、地域ごとの感染レベルに応じた活動を行ってくださいとのことであり、調布市においては、小学校、中学校の年代の感染者数が少ないことから実施してもよいこととしております。

2学期以降、けがも増えており、体力の低下も1つの要因と考えられることから、感染症対策を徹底した体力向上の取組も必要ではないかと考えております。しかし、このことについては、臨時の校長会后、中学校校長会の総意により、緊急事態宣言期間中は、部活動は中止することとなりましたことを報告いたします。

(4)給食や休憩時間の感染症予防策は、これまでと同様です。

(5)の学校行事については、校外学習等、不特定多数の人と接触するような活動は、延期、または中止とする。地域学習など、徒歩での移動による学校周辺の公園等での学習は可とすることとしました。

(6)放課後における感染症予防対策及び生活指導の徹底についてです。校内に滞在せず、放課後は速やかに下校させることとしております。また、不要不急の外出は控え、特に20時以降の外出は自粛するよう指導を行っております。

(7)授業参観や作品展示会などによる保護者の学校への出入りについてです。原則、保護者の学校への出入りを中止としております。ただし、タブレット端末の貸与、進路指導などで必要な場合は、感染症対策を講じて実施可能としております。また、保護者会は、オンラインによる実施を検討しております。

2, 家庭における感染症対策の依頼及び3の教職員等の健康管理等の徹底については、紙面のとおりですが、新たに20時以降の不要不急の外出は避ける。不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日から3連休もステイホームするを追記し、学校から各家庭に感染症対策の実施に御理解いただくよう依頼していただきました。

最後に、4, 登校を自粛する児童・生徒への対応です。

緊急事態宣言が出されてから、複数の保護者から指導室に登校したくないけれども、欠席になるかといった問い合わせがありました。指導室からは、保護者の方に対して、学校に連絡し、十分に学校と話をさせていただくこと、理由によっては欠席扱いにせず、出席停止になることをお伝えしております。

また、学校に対しては、休んでいる間の学習を保障できるようオンライン学習も含め検討するよう指導を行っているところです。

私からの報告は以上です。

○大和田教育長 廣瀬学務課長。

○廣瀬学務課長 私からは、今回改訂しました調布市立学校における感染症予防ガイドラインの変更内容、今、統括指導主事から説明いたしました緊急事態宣言下における対応通知を踏まえた対応のポイント及び学校で感染者、濃厚接触者が発生した場合の対応について御説明させていただきます。

本日、差し替えの資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。通し番号では5ページとなります。

資料上段のほうから御説明させていただきます。資料上段に記載のとおり、昨年12月までに文部科学省の衛生管理マニュアルVer. 5と都立学校のガイドライン改訂版が公表されましたほか、こちらにも記載してございますが、合唱に関する国の通知や、年末年始の対応に関する都の通知が発出され、これらを踏まえて、12月24日付けでガイドラインを修正して、改訂をしていたところでございます。その後、年明けにも再度国や東京都の通知が発出されておまして、市教育委員会としても緊急事態宣言下における対応について通知を行ったことから、学校からの一部指摘もありまして、文言等の修正も含め、1月20日付けで再度改訂を行っております。

今後はガイドラインを基本としつつ、緊急事態宣言下では、1月7日の通知で示している内容、今御説明した内容に関しては、通知を優先するという取り扱いとしております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。ガイドラインの改訂の主な変更点ということで、資料5ページの中段から下を御覧ください。

点線枠囲みの中で、ガイドラインの主な変更点と書いてございますが、今、説明でも触れました歌唱の学習を行う場合の対応を明記したこと、また、冬季における換気の留意点を明記したこと、感染者が判明した場合の対応に関しましては、文部科学省のマニュアルからフローチャートを転載したこと、市のホームページでの公表などに関しては、学級閉

鎖を行う場合のみに限定するという形で内容を変更してございます。それぞれ括弧書きで国の通知等々を参考にして反映した部分に関しましては記載のとおりでございます。

その下、下段のほうに移りまして、令和3年1月7日の通知を踏まえた対応のポイント、特に保健衛生の対応につきまして、ポイントを記載してございます。

大きく2点としまして、1点目は健康管理、衛生管理で、細かく5点挙げさせていただきました。

児童・生徒の指導では、基本的な感染症予防策の徹底のうち、特に正しい手洗いの徹底を。教職員の健康管理では、昼食や給食、また、休憩時間の教員の先生同士の接触について注意喚起ということで、校長先生方のほうにもこういった内容を周知してございます。また、冬季における換気の留意点として、難しい場合は30分に1回以上の換気ということや防寒具の着用について。また、給食提供では、使い捨て容器等を使用しない通常の給食提供を継続するよう通知をしてございます。さらに、新入生保護者会に関しましてですが、今回、中学校長会では、全校中止という判断をされておりますので、こちらのほうはオンライン等を活用してということで、既にお知らせ文や学校安全・安心メールで記載のとおり保護者にも周知を行ったところでございます。

大きな2点目の感染症が判明した場合の対応につきましては、学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は教育活動を継続するということとしておりますが、詳細は6ページのほうに記載してございますので、おめくりをいただければと思います。

左側が児童・生徒、または教職員の感染が判明した場合のフローということで、文部科学省のマニュアルから抜粋してございます。国の通知を受けまして、学校内で感染が広がっている可能性が低い場合は教育活動を継続し、感染拡大時も学級閉鎖を基本に対応を検討していくというようにしてございます。学校で確認する項目や、保護者、市民への周知、公表に関しては右側のとおり、上の点線囲みの中が家庭からの連絡があった際にどういった内容を確認していただくか。2のほうは、学校内でどんな活動があったかなど、確認をしていただく項目ということで例示をさせていただいております。

その下、参考まで市内の感染者の状況を記載してございまして、右の一番下には保護者等への周知、市民への公表ということで、先ほど御説明したような形で記載をさせていただきました。

今後も医師会からの指導、助言を受けながら、市長部局の関係部署とも連携を密に学校教育委員会で十分連携を図って対応に当たってまいります。

私からの説明は以上です。

○大和田教育長 源後社会教育課長。

○源後社会教育課長 私からは、学校施設の開放再度中止について御報告いたします。
7ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び緊急事態宣言が発出されたことから、学校教育活動を最優先とするため、児童・生徒と教職員以外の学校への入校者を必要最小限の範囲とすること等、総合的に勘案し、学校施設、校庭、体育館、教室の開放を緊急事態宣言期間中中止といたしました。

なお、緊急事態宣言期間の延長や今後の感染拡大の状況等により、中止期間を延長することもございます。

私からは以上です。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 私からは、緊急事態宣言に伴う、調布市教育委員会所管施設の臨時休館及び使用時間等の変更について説明いたします。資料の9ページをお願いいたします。

国が発出しました緊急事態宣言を受けまして、東京都からは緊急事態宣言措置が公表され、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、午後8時以降の徹底した不要不急の外出自粛、都県境をまたぐ移動の自粛、施設、イベントの人数制限などの要請がなされました。

このことを受け、貸し出し施設の夜間区分の使用停止や利用人数を50%以内に制限するなどの市の対応方針が示されました。これらを踏まえた教育委員会が所管する各施設の使用時間の変更等について報告いたします。

初めに、1、調布市八ヶ岳少年自然の家については、緊急事態宣言初日の令和3年1月8日から宣言期間解除予定日である2月7日まで臨時休業としております。

続きまして、2の(1)から(5)までの施設については、緊急事態宣言とその後の市の対応方針を踏まえ、各施設の利用者に対する使用制限の連絡など準備が整った日から緊急事態宣言解除予定日である2月7日までの期間について、使用・開館時間を変更しております。

具体的には、(1)教育会館、(2)青少年交流館、(3)、(4)公民館は夜間区分の使用停止。

なお、(4)北部公民館については、施設改修工事により、本年1月8日から休館となっているため、工事終了後の2月2日から施設の使用を制限することとしております。

(5)図書館のうち、中央図書館は文化会館たづくり内に設置されているため、たづくり

の緊急事態宣言中の閉館時間に合わせ、午後5時30分に閉館しております。

なお、各図書館分館は、これまでどおり午後5時まで開館しておりますが、分館のうち、集会室がある館については、集会室の夜間区分を使用停止としております。

また、記載はございませんが、当該期間中における教育会館、公民館、青少年交流館の夜間以外の諸室貸し出しにつきましては、通常定員の50%以内の推奨定員を設定した上で御利用いただくなど、感染症対策を併せて実施しております。

また、郷土博物館、武者小路実篤記念館については、もともと夜間の開館がございましたので、通常の開館時間で運営しております。

続きまして、学校併設の貸し出し施設の使用制限になります。3に記載の調和小学校の屋内プールになりますが、(2)の期間について裏面のアに記載の個人使用については午後7時までとし、その下、イに記載の団体使用については夜間区分を使用停止とし、午後6時までとしております。

続いて、4に記載の調布中学校に併設する弓道場、テニスコートについては、記載の期間について全日使用休止としております。

今後の各施設の使用制限については、国の緊急事態宣言解除や東京都からの要請内容、これらを踏まえた市の対応方針等を踏まえた上で検討していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。榎本委員。

○榎本委員 榎本です。よろしくお願いいたします。

資料5のいじめ・不登校の実態というところなのですが、小学校のいじめの認知件数が令和1年度が5,193件、その前が152件となると、34倍ぐらいでしょうか。計算、合っていますか。先ほどの御説明で先生方の積極的な認知があったということで、数字が大きくなりましたという説明がありましたけれども、具体的にどういうものが増えて、いじめというものの認知の具体的なものは何なのか、その辺をお聞きしたいのです。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 学年別の認知件数を御覧いただくと、この多くは小学校1年生、小学校2年生が1,000件を超えているということが分かると思います。小学校1年生、小学校2年生の子どもたちが先生、〇〇ちゃんから〇〇されたということも学校とし

では無視せずに、これをいじめとしてしっかりとまずは認知して対応に当たろうという結果でございます。

ですので、大きく1つの要素としては、小学校1年生、小学校2年生というところの子たちの純粋な先生に対する相談といったところの認知件数かと思っております。

その他の学年については、当然教員の発見、子どもからの訴えもありますし、アンケートによって、例えば〇〇さんからこのようなことを受けたということが書いてあったという部分での、いじめを受けたことがあるとか、そういった調査での認知となっております。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 では、引き続いてなのですけれども、このアンケートによる発見というのは非常に大きくなっているのです。私としては、アンケートの内容、中身というものを1回拝見させていただきたい。どういう項目だったのか。そうすると、今、御説明いただいたこともなお一層理解できるのかなと私自身が思っております。

○大和田教育長 ただいまのは要望ということでよろしいですね。

○榎本委員 はい。

○大和田教育長 分かりました。ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 よろしく申し上げます。

今のいじめの質問にかぶせた形になろうかと思いますが、先ほどの説明で、法でいう重大な案件はなかったという御説明だったのですが、この昨年度のいじめの件数の中で、学校として、いじめ対策会議を開いて解決に至った案件というのはどれほどあるか、指導室が承知している数で構いませんので、教えてください。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 基本的にすべていじめ対策会議にかけることが規則で決まっておりますので、基本的にはいじめ対策の中で情報共有、さらには学校の方針を定めるということになっておりますので、すべての案件が全校で共有されていると認識しております。

ただ、会議は毎回開催ということではなく、週1回、生活指導主任会を代替として置いている学校もございますので、そういったところでしっかりと情報共有がされていると認識しております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。ただ、学校によっては、一部の教員だけで会議をしたとい

う形になっていることもあるようなので、きちんと会議として記録を残していけるような形になっていけたら後からいろいろ問題がなく済むのかなと思いましたので、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

○大和田教育長　ほかにございませつか。福谷委員。

○福谷委員　よろしくお願ひします。

引き続きいじめの件なのですけれども、私は、数が増えているということで、数字だけ追うのではなくて、教職員の発見が中学校では71%で、アンケートのほうは101件。やはりいじめの部分は見て見ぬふりはしない、あるいは見過ごさないということなので、現場の先生方がすごく頑張っているなど。数が増えると、私の経験からいくと、むしろ学校現場、子どもがいる中で、いじめとかいろいろな問題はもともとあると思うのです。ですから、問題があることを理解した上で、子どもたちを見守っていくということでは、この数字については前年から比べると多くなっていますが、やはり学校現場で教職員の方がそれだけ見過ごさないでいるということで、私は感謝しております。

○大和田教育長　ただいまのは御意見ということでよろしいですか。

○福谷委員　はい。

○大和田教育長　ほかにございませつか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　資料1の議会報告等との関連になるかと思ひますけれども、コロナ禍での学校現場の現状ということについて答弁がなされているわけですが、その中で、学校支援、いわゆるスクールサポート体制といひますか、ここら辺り本市は積極的に支援に向けた人的配置であるとか、予算的な配分であるとか、そこら辺りは行われてきていると私は認識しているわけです。

今度、学校雇用シェアリンクという制度が国の予算化がされた。中身としては、英語指導であるとか、進路指導であるとか、学習指導の補助であるとか、教員の業務支援みたいなものに対する補助をすると理解しておりますけれども、本市としては行っているわけですが、やはり補助が出る以上、こういう国の支援を活用できればいいと思うわけですが、そこら辺りについてちょっとお考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○大和田教育長　高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼指導室学校教育担当課長　今、奈尾教育長職務代理者がおっしやっていたいただきました制度に限らず、これまでも学校の教員の働き方改革を進めていく、教員の方々がなるべく子どもたちに向き合う時間を増やしていくことを支えていくというこ

とで、例えばスクールサポートスタッフの制度ですとか、副校長補佐の制度ですとか、そういうところ、国や東京都の補助を仰ぎながら人的な支援の体制を作ってきておりますので、引き続き活用できるものについては活用を図ってまいりたいと考えております。

○大和田教育長 執行指導室長。

○執行教育部副参事兼指導室長 今御案内いただいた学校雇用シェアリンクというのは、恐らく民間企業ですとか、今、企業等が人材を一定数規模縮小しているという中で、人材雇用を学校現場に効果的に活用するための支援策として国が新たに制度化されようとしている事業と聞いております。

内容としては、今お話がありましたように学校現場で活躍できるような社会人の紹介をしていただくということで、そういったものについて教育委員会等に紹介をしていくような制度だと聞いておりますので、その部分については、こちらのほうも情報をうまくキャッチして、雇用の可能性があるのかどうかというところで模索していきたいと思っております。

現在、東京都のほうは、今年度から人材紹介事業の外郭財団として、TEPROという財団を設立しております、そちらからも直接学校の教育活動を支援していただく人材の情報提供をいただいております。学校には、こういった人材提供について具体的にお名前ですとか、何のどんな活動ができるかということを非常に細かに、あと、居住地なども含めて紹介いただいておりますので、適切に国や都の制度も活用しながら、補助できる人材の紹介を引き続き進めていきたいと考えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。雇用の激減と申しますか、そういった世の状況が見られる中で、いわゆる人材を学校に取り込もうという1つの施策だろうと思っておりますけれども、学校には個人情報がいっぱいあります。社会人で希望される中には、教員免許を持っている方もいらっしゃる、多くは教員免許なしで仕事に就きたいという方もいらっしゃる。だから、活用については十分留意しなければいけないとは思いますが、今は働き方改革も含めて、現場の中で人材不足ということは否めない。そうすると、経験豊富とまではいかななくても、質のよい力が教育の中に取り込めるように、やはりそういったところでは、学校現場はだれでもいいというわけにはいかないと思っておりますので、そこら辺り十分配慮していただきたい。

国の活用ももっともっと進めていいのではないかと私は思っておりますので、また御検討いただければ有り難いと思っております。

○大和田教育長　ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員　資料3の小・中学校の事故の報告について質問したいことがあります。1ページ目の③、12月8日に起きた目の手術をした件ですが、どう考えても、鉛筆削りのところに鉛筆を持って歩いていく子どもがいて、そこに入ってきた子どもがというところなのですけれども、鉛筆の持ち方が何で先を上にして胸の位置で持っていたのか。事故というのは、注意を払うと避けられることはたくさんあると思うのです。これは起きてしまったことだから仕方がないと言えば仕方がないのですけれども、避けることができた案件だと思います。

私が小学校のときには、鉛筆削りのところに行くときに持ち方を指導されました。その方法が今正しいのかどうか分かりませんが、先が見えている状態で持って歩くということは指導されませんでした。どうかこういう事故を防ぐためにも、日常の子どもたちの学校生活の中でのルールというのか、お約束事を一緒に教室で考えられる指導をしていただきたいと思っております。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　ありがとうございます。私たちもこの報告を受けて、事故の予見性、安全配慮義務といったところで、なぜ鉛筆にキャップを被せていなかったのかとか、なぜ鉛筆削りが教室の後ろにあるのかとか、様々な予見がされるだろうといったところで、問題を非常に重く受け止めております。こちらについては、全校に通知を出し、改めて筆記用具とか、子どもが持っている持ち物の使い方について確認をする、または子どもたち自身でルールを作るのも1つだと思います。そういったことができるように学校への指導を行ってまいりました。

引き続きこういった状況については二度と起きてはならない事故ですから、予見性であり、安全配慮義務についてしっかりと指導をして、続けてまいりたいと考えております。

○榎本委員　ありがとうございました。

○大和田教育長　よろしいですか。

○榎本委員　はい。

○大和田教育長　奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　今の件ですけれども、私は子どもたちが大勢いる以上、予期せぬ事故というのは起こり得る、やはり指導者としてはそれを心しておかなければいけないと思うのです。何でもかんでも禁止をしてしまうが故に、逆にまた大変な事故を起こし

ている。例えばかつては肥後守という切り出しナイフを持って、これが遊びの道具でもあり、学習の中での鉛筆を削ったりとか、そういうものに使っていたのを思い出すわけですが、今はそういうものも持ってはいけない、カッターもあるところにしかしまえない。そういういろいろ規制がある中で、私は子どもたちがかわいそうだなと思うところでありませう。

とすると、指導者としては、私は授業の中で、例えば体育の中で指導の過ちで子どもたちにけがをさせてはいけない。そのところは十分に心すべきだと思いますけれども、子どもたちの日常の中ではけがをしたらどういう体制で子どもたちの命を救うか、けがの対応をするか、そのシステムさえきちんとしていけば、事故としては残念ですが、やむを得ない事故も私はあるのではなかろうかと思ひます。自分の意見として申しあげておきたいと思ひます。

○大和田教育長　ほかに御意見等ござひますか。福谷委員。

○福谷委員　今の事故のことについて、私は理科を担当してひまして、子どもたちとは実験室での約束事を必ずしました。今奈尾教育長職務代理者がおっしゃったように事故は想定外ですし、生徒にはそんなつもりではなかつた、そんなはずではなかつたといひて事故は起きるよといひ話をしました。これはいけなひ、あれはいけなひといひよりか、何気なくやったこととか、そういうところで事故が起きるといひ意識変革といひのですか、そういうものをまず私は生徒のほうには話をするべきだと思ひのです。理科室に入ってくるときはそういう気持ちでいてほしいと。よく理科室の中でも走り回ったり、ふざけ合ったりするので、それについては、それがいけなひといひよりか、そんなつもりではなかつた、そんなはずではなかつたといひて事故といひのは起きるのだといひ意識を持ってもらおうと思ひて、私は子どもたちに話した覚えがひあります。

○大和田教育長　ありがとうございます。御意見といひことで承っておきます。ほかに御質問、御意見等ひありますか。細川委員。

○細川委員　市議会報告やコロナ禍における学習のところでも挙げられてひますけれども、今学期中にタブレットが全児童・生徒に配布される予定になつてひると思ひますが、この辺のところの進捗状況とデジタル教科書の利用等が来年度からまた導入されてくると伺つておひますので、その辺の今後の活用方法について、どのように検討されてひるのかといひのをお聞かせいたひきたいと思ひます。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 児童・生徒用のタブレット端末につきましては、1月12日から配布しております。本日中にすべての学校にタブレット端末が納入されることとなります。それを受けて、今、各学校が小学校であれば保護者に渡したり、中学校であれば、発達段階に応じてですけれども、生徒に渡したりということで、2月の初旬までにはすべての児童・生徒に伝わって、そこから活用ができるかなと考えております。

先生たちのIDもありますので、子どもたち予備分のタブレットを使って、どのように授業をしていこうかということで、各学校で研修等も行っていただいているところです。

デジタル教科書につきましては、国の先行的に研究というところで、複数校がデジタル教科書、1教科になりますが、5、6年生に入れて、来年、実証的に研究をしていく予定になっております。ただし、1校だけ重点校として、1年生から6年生までを1教科、算数を入れたいという要望があるのですが、教科を1教科入れて、どのようにデジタル教科書が使えるかということの研究をしていく予定となっております。それを受けて、今後どのようにしていくかということが検討されていくかと思っております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございました。

○大和田教育長 よろしいですか。

○細川委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 諸報告

○大和田教育長 続いて、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料7から10となりますが、事務局の説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑、意見がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案

議案第1号 調布市教育委員会表彰について

○大和田教育長 次に、日程第4、議案に入ります。

議案第1号「調布市教育委員会表彰について」を議題といたします。本件について、宮地教育総務課長補佐から提案理由の説明を願います。宮地教育総務課長補佐。

○宮地教育総務課長補佐 議案第1号「調布市教育委員会表彰について」の提案理由を御説明いたします。

本件は、調布市教育委員会表彰規程第5条の規定により、児童・生徒等を表彰するために提案するものです。

それでは、今回の被表彰者について説明をいたします。おめくりいただき、令和2年度調布市教育委員会表彰被表彰者（案）案件内訳を御覧ください。

今回、各学校長から追加の表彰候補者として令和2年度分として13件、令和元年度分として1件の推薦が上がってきております。その内訳としましては、すべて表彰規程第2条関係となっております。

初めに、令和2年度分表彰規程第2条第3号に該当する表彰候補者です。これは調布市立学校に在学する児童・生徒、またはそれらで構成された団体等を対象に、体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績があったものにつきまして表彰するもので、今回は12件の推薦が上がってきております。

次に、表彰規程第2条第4号に該当する表彰候補者です。これは委員会が表彰することを適当であると認める成績、または行為のあったものにつきまして表彰するもので、今回は1件の推薦が上がってきております。

また、令和元年度分として、表彰規程第2条第3号に該当する候補者1件の推薦が上がってきております。

各項目別の被表彰者とその功績の詳細につきましては、3ページから5ページに記載の令和2年度調布市教育委員会表彰被表彰者名簿（案）を御覧ください。

本日の教育委員会で被表彰者として御承認いただいた後、令和2年度分の表彰候補者につきましては、2月24日の表彰式にて表彰状の交付を行う予定としておりますが、式の実施につきましては、今後の感染状況等を踏まえて決定してまいります。

また、今後学校からの推薦が新たに上がってきた場合につきましては、令和3年第2回

定例会以降、改めて議案を上程し、表彰状の伝達につきましては、令和元年度分表彰候補者分と併せて個別に学校に依頼をしていく予定です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員